

中央区パブリックコメント制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関し必要な事項を定め、区民生活に深く影響を及ぼす中央区(以下「区」という。)の施策、指針、計画等(以下「施策等」という。)の策定及び重要な改定(以下「策定等」という。)について、区民等が意見を述べる機会を設けることにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区と区民等との協働による開かれた区政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

パブリックコメント制度 区の施策等の策定等を行う過程において、その案、背景、趣旨等(以下「施策の案」という。)を公表し、区民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

区民等 次に掲げるものをいう。

- イ 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者
- ロ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ハ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ニ 区内に存する学校に在学する者
- ホ 施策等の案に利害関係を有すると認められるもの

意見 公表された施策の案について、区民等から提出された意見、提案又は情報をいう。

実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

担当課 中央区組織規則(昭和40年3月中央区規則第1号)第8条に規定する課その他これらに準ずるもの及び会計室並びに教育委員会事務局の課及び室、選挙管理委員会事務局並びに監査事務局であって、施策の案に係る事務を所掌する部署(複数の部署が分掌するときは、主に分掌する部署とする。)をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる策定等を行おうとするときは、パブリックコメント制度を実施するものとする。

区の総合的な施策等の策定等

各行政分野における施策等の基本方針又は基本的な事項の策定等

実施機関がパブリックコメント制度の対象とすることが必要と認める施策等の策定等

(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

施策等の策定等に緊急性を要する場合

施策等の策定等に関しこの要綱に定める事項について別に定めがある場合

(施策の案の公表時期等)

第5条 実施機関は、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、施策の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策の案を公表するときは、関連する資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(施策の案の公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、施策の案及び同条第2項に規定する関連資料(以下「施策案等」という。)を担当課、まごころステーション、情報公開コーナー、日本橋特別出張所及び月島特別出張

所に備え付け、及び区のホームページに掲載することにより行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要と認める方法により区民等へ周知を図るものとする。

(意見等の提出期間等)

- 第7条 意見の提出期間は、施策案等を公表した日から3週間とする。ただし、実施機関が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、施策案等を公表するときは、意見の提出期間、提出方法その他意見の提出に係る必要な事項を明示しなければならない。

- 3 意見を提出するもの(以下「提出者」という。)は、意見を提出するに当たり、次に掲げる事項を明示するものとする。

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ 第2条第2号ロに掲げるもの そのものが有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 第2条第2号ハに掲げるもの その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 第2条第2号ニに掲げるもの その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 第2条第2号ホに掲げるもの 施策等の案に直接的な利害関係を有するとする理由

前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

- 4 意見等の提出方法は、次に掲げる方法による。

担当課の窓口への提出

郵便

区のホームページからの入力

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

(意見等の公表)

- 第8条 実施機関は、第5条から前条までに規定する手続を経て施策についての意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

意見

意見に対する実施機関の考え方

施策の案を修正して意思決定をしたときは、当該修正の内容

前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

- 2 前項の規定による公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

- 第9条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、意見を公表することが第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

- 2 実施機関は、第7条第3項の規定により提出者に明示させた氏名、住所その他の個人情報を、中央区個人情報の保護に関する条例(平成9年9月中央区条例第28号)の趣旨に則り、適正に管理しなければならない。

(区民等への周知)

- 第10条 区長は、第5条第1項の規定による公表を行っている施策の案及び第8条第1項の規定による公表を行っている施策の一覧を作成し、企画部広報課に備え付けるとともに、広報紙及び区のホームページにより区民等に周知するものとする。

(委任)

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行う策定について適用する。
- 3 実施機関は、この要綱の施行の際、現に策定等の過程にある施策等については、この要綱の趣旨に則り、区民の意見等を反映する機会を確保する等の措置を講ずるよう努めなければならない。